第七百二十七条の三を次のように改める。

第七百二十七条の三　保険年金課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　東海北陸厚生局及び九州厚生局　次に掲げるもの

イ　上席社会保険監査指導官二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

ロ　企業年金監査官一人

二　北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局　次に掲げるもの

イ　上席社会保険監査指導官二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

ロ　企業年金監査官一人

2　上席社会保険監査指導官は、命を受けて、第七百十八条各号に掲げる事務を行い、及び企業年金監査官の行う事務を整理する。

3　企業年金監査官は、命を受けて、第七百十八条第五号に掲げる事務を行う。

附　則

この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百十号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第五号の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百十八条の三第二項第一号イ中「地域障害者職業センター（障害者雇用促進法第十九条第一項第三号に規定する地域障害者職業センターをいう。）において同法第二十二条第一号に掲げる職業評価を受けた」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に発達障害者を雇い入れた事業主に対する当該発達障害者に係る発達障害者雇用開発助成金の支給については、なお従前の例による。

○農林水産省令第五十三号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の八第一号及び第三十六条第二項並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十五条の三第一号（同法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）及び第四十条第二項（同法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第五号中「保有する債券」の下に「（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）」を加える。

第百二十九条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第五号中「保有する債券」の下に「（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）」を加える。

第百四十四条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　農業協同組合法第五条に規定する組合及び水産業協同組合法第二条に規定する組合が平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券（第一条の規定による改正前の農業協同組合法施行規則（以下この項において「旧農業協同組合法施行規則」という。）第十三条第一項第五号及び第二条の規定による改正前の水産業協同組合法施行規則（以下この項において「旧水産業協同組合法施行規則」という。）第十四条第一項第五号に規定する売買目的有価証券をいう。）又はその他有価証券（旧農業協同組合法施行規則第十三条第一項第五号及び旧水産業協同組合法施行規則第十四条第一項第五号に規定するその他有価証券をいう。）を満期保有目的の債券（旧農業協同組合法施行規則第十三条第一項第五号及び旧水産業協同組合法施行規則第十四条第一項第五号に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この項において同じ。）へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についての第一条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則（次項において「新農業協同組合法施行規則」という。）第十三条第一項第五号及び第二条の規定による改正後の水産業協同組合法施行規則（次項において「新水産業協同組合法施行規則」という。）第十四条第一項第五号の規定の適用については、なお従前の例による。

3　新農業協同組合法施行規則第百二十九条及び新水産業協同組合法施行規則第百四十四条の規定は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る有価証券に関する注記について適用し、同日前に開始した事業年度に係る有価証券に関する注記については、なお従前の例による。

○農林水産省令第五十四号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第二十九条、第三十五条、第三十六条、第四十七条第一項及び第五十三条第三項並びに主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）第八条第二項（同条第五項（同令第十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成七年農林水産省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「。第三十三条第二項を除き、以下同じ。」を削る。

第十八条に次の一項を加える。

3　前項の規定にかかわらず、法第二十九条の規定による米穀の売渡しを他に委託して行う場合にあっては、米穀の需給状況を参酌し、委託を受けた者に売渡しの相手方の選定の基準及び売渡しの方法を指示するものとする。

第二十一条第一項中「地方農政事務所長」を「地方農政局長（北海道にあっては、北海道農政事務所長。第三十三条を除き、以下同じ。）」に改め、同条第四項中「地方農政事務所長」を「地方農政局長」に改める。

第二十二条第一項及び第二十三条中「地方農政事務所長」を「地方農政局長」に改める。

第二十七条第二項及び第五項中「農林水産大臣」を「地方農政局長」に改める。

第三十三条第二項中「前項各号」を「前項第一号及び第四号」に改める。

別記様式第二号から第十二号まで中「地方農政事務所長」を「地方農政局長」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。

○環境省令第二十一号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月一日

環境大臣　松本　龍

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「北海道地方環境事務所に限り」を「北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り」に改める。

第四条第十号中「中小企業等協同組合」の下に「（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条に規定する中小企業等協同組合をいう。第七条第二十七号において同じ。）」を加える。

第六条第六号中「第十四条」を「第十五条」に改める。

第七条中第二十九号を第三十号とし、第二十八号中「次号及び第十三条において同じ」を「以下同じ」に改め、同号を同条第二十九号とし、同条第二十七号を同条第二十八号とし、同条第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七　動物取扱業者の組織する中小企業等協同組合の認可及び監督に関すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。